

熊本市公報

第 1461 号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第26号）	603
○熊本市税条例等の一部を改正する条例（第27号）	604
○熊本地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第28号）	611
○熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例（第29号）	612
○熊本市病院事業条例の一部を改正する条例（第30号）	613
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第31号）	614
○熊本市建築基準条例の一部を改正する条例（第32号）	617

規 則

○熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則（第41号）	618
○熊本市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（第42号）	619
○熊本市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（第43号）	621
○町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則（第44号）	622
○熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則（第45号）	623

議 会 局

○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則（第1号）	627
---------------------------	-----

条 例

条例第26号

令和4年6月29日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表80の項中「谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議」を「熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会」に、「について、発生原因及び対策に」を「の対策その他の熊本西環状道路及びその周辺の地盤に関する対策について、」に改め、同表に次のように加える。

87	熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	熊本駅西土地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
88	熊本市営住宅整備事業者選定審議会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく市営住宅整備事業を実施する民間事業者の選定について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第27号

令和4年6月29日

熊本市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例(昭和25年告示第89号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第25条の2第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の5の2第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第27条の6の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円

以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改め、同条第9項中「当該該当することとなった日から2月以内に」を「、当該該当することとなった日から2月以内に、」に改める。

第28条の3第2項中「前条本文」を「前項本文」に改め、同条第3項中「当該確定申告書に」を「、当該確定申告書に、」に改める。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第30条第1項中「次」を「、次」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「認めるときは」を「認められるときは、」に改め、「同項に規定する期間内において」を削る。

第32条の7第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の

8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第35条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第46条第2項中「においては」を「において」に、「認める」を「認められる」に改め、「同項に規定する期間内において」を削る。

第65条第3項中「別に」を「、別に」に改める。

第149条第2項中「前項」を「、前項」に、「認めるとき」を「認められるとき」に、「別に納期」を「、別に納期」に改め、「おいて、」の次に「市長が」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）」を付し、同条第1項中「うけよう」を「受けよう」に改め、同条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防

止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条の4に見出しとして「(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付す。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の4の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の4の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第20条の4中「附則第19条第2項」を「附則第19条第1項、第2項」に改める。

附則第21条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若し

くは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第25条を削る。

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち熊本市税条例第28条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第19条第2項、第25条第1号及び第28条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

(熊本市手数料条例の一部改正)

第3条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「料金」を「額」に改め、同項第18号の2中「交付」の次に「(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、同項第19号の2中「固定資産名寄帳、固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳」に改め、同号ただし書及び同項第20号ただし書中「1冊」を「、1冊」に改め、同項第26号中「住宅用家屋証明申請」を「住宅用家屋証明書の交付」に改める。

第4条中「問い合わせ等なんら」を「問合せ等何ら」に、「文書」を「、文書」に、「手数料」を「、手数料」に改める。

第7条中「謄本抄本の下付」を「謄本又は抄本の交付」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市税条例第28条の3の2及び第28条の3の3の改正規定並

びに同条例附則第7条の3の2及び第17条の2の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中熊本市税条例第25条の2、第27条の6の2、第28条の2第1項ただし書及び第2項並びに第35条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3、第18条の4の2及び第18条の4の3の改正規定並びに第2条（熊本市税条例等の一部を改正する条例附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第3条中熊本市手数料条例第2条第1項第18号の2の改正規定 令和6年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の熊本市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、

令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第28号

令和4年6月29日

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

熊本市大江地域コミュニティセンター	熊本市中央区大江5丁目12番8号
-------------------	------------------

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市大江地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

条例第29号

令和4年6月29日

熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本市民生委員定数条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,466人」を「1,469人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

条例第30号

令和4年6月29日

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成20年条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「5,500円」を「7,700円」に改め、同項第2号中「2,750円」を「3,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

条例第31号

令和4年6月29日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表54の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表68の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表69の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第6の1の項事務の欄中「3の項に該当するときを除く」を「4の項に該当しないときに限る」に改め、同表2の項事務の欄中「4の項に該当するときを除く」を「5の項に該当しないときに限る」に改め、同表中11の項を15の項とし、10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、同項の前に次のように加える。

12	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	6の項に規定する金額の2分の1の額
----	--------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	-------------------

		手数料	
--	--	-----	--

別表第6の8の項金額の欄中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表7の項金額の欄中「3の項」を「4の項」に改め、同項を同表10の項とし、同項の前に次のように加える。

9	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（12の項に該当しないときに限る。）	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	3の項に規定する金額の2分の1の額
---	---------------------------------------------------------------------	-----------------------	-------------------

別表第6の6の項事務の欄中「8の項に該当するときを除く」を「11の項に該当しないときに限る」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項事務の欄中「7の項に該当するときを除く」を「10の項に該当しないときに限る」に改め、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

6	長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	5の項に規定する金額
---	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	------------

別表第6中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、同項の前に次のように加える。

3	長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項	長期優良住宅維持保全計画	2の項に規定する金額
---	----------------------	--------------	------------

の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（6の項に該当しないときに限る。）	認定申請手数料	
--------------------------------------------------	---------	--

別表第6備考第5項中「4の項」を「6の項」に改め、同表備考第6項中「5の項から8の項まで」を「7の項から12の項まで」に、「4の項」を「6の項」に改め、同表備考第7項中「1の項から4の項まで」を「1の項、2の項、4の項及び5の項」に改め、同表備考第8項中「5の項から8の項まで」を「7の項、8の項、10の項及び11の項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条例第32号

令和4年6月29日

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例

熊本市建築基準条例（平成24年条例第127号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に、「第87条の3第5項又は第6項」を「第87条の3第6項又は第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

規 則

規則第41号

令和4年6月17日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議の項を削り、同表に次のように加える。

熊本県内への誘客施策企画運営等業務受託事業者選考委員会	熊本県内への誘客施策企画運営等業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和4年6月20日から同年12月31日まで
-----------------------------	---------------------------------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第42号

令和4年6月27日

熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則（平成4年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の様式」を削り、同条中「様式に」を「書類に」に改め、「添えて」の次に「提出することにより」を加え、同条第1号中「様式第1号」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」に改め、同条第2号中「様式第2号」を「柔道整復師」に改め、同条第3号中「様式第3号」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」に改め、同条第4号中「様式第4号」を「柔道整復師」に改め、同条第5号中「（様式第5号）」を削り、同条第6号中「（様式第6号）」を削り、同条第7号中「（様式第7号）」を削り、同条第8号中「（様式第8号）」を削る。

本則に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第4条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、保健所長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第43号

令和4年6月27日

熊本市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

熊本市歯科技工士法施行細則（平成4年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の様式」を削り、同条中「様式に」を「書類に」に改め、「添えて」の次に「提出することにより」を加え、同条第1号中「（様式第1号）」を削り、同条第2号中「（様式第2号）」を削り、同条第3号中「（様式第3号）」を削る。

本則に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第4条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、保健所長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第44号

令和4年7月1日

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則

(町内自治振興補助金交付規則の一部改正)

第1条 町内自治振興補助金交付規則(昭和47年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「の終了後」を「が終了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに」に改める。

(熊本市防犯灯補助金交付規則の一部改正)

第2条 熊本市防犯灯補助金交付規則(昭和48年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「の終了後、速やかに」を「が終了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第45号

令和4年7月8日

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則（昭和60年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第10条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下単に）」を「第10条第2号イに掲げる住宅（以下）」に改め、同項第3号及び同条第3項第3号中「並びに」を「、」に改め、同条第4項第4号中「建築後25年を超える家屋（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。以下この号において同じ。）である場合に限る。）又は建築後20年を超える家屋（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。））」を「昭和56年12月31日以前に建築された家屋」に改め、同号ア中「第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号、第40条の5第2項第2号及び第42条第1項第2号」を「第23条第5項、第24条の2第3項第1号ロ、第26条第3項、第40条の5第2項及び第42条第1項第2号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置
 置法施行令

- (1) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - ア 新築されたもの
 - イ 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - ウ 新築されたもの
 - エ 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - オ 新築されたもの
 - カ 建築後使用されたことのないもの
- (2) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - ア 第42条の2の2に規定する特定の増改築等
 がされた家屋で宅地建物取引業者から取得した
 もの
 - イ ア以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所
 氏名

所在地	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	①売買 ②競落
申請者の居住	①入居済 ②入居予定
床面積	平方メートル
区分建物の耐火性能	①耐火又は準耐火 ②低層集合住宅
工事費用の総額 ((2)アの場合に記入)	円
売買価格 ((2)アの場合に記入)	円

備考

- 1 { } の中は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲み、(1)を○印で囲んだ場合は更にアからカまでのうち該当するものを○印で囲み、(2)を○印で囲んだ場合は更にア又はイのうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(1)イ、エ又はカを○印で囲んだ場合は、記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(1)ア、ウ又はオを○印で囲んだ場合は、記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、(1)イ、エ若しくはカ又は(2)を○印で囲んだ場合に限り、①又は②のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、①又は②のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、①又は②のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、①を○印で囲むこと。
- 7 「工事費用の総額」の欄は、(2)アを○印で囲んだ場合に限り、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項各号に規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 8 「売買価格」の欄は、(2)アを○印で囲んだ場合に限り、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「断熱等性能等級4」の次に「以上」を加え、「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

議 会 局

議 会 規 則 第 1 号

令 和 4 年 7 月 4 日

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長 原 享

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議員定数等のあり方検討会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。